

自助の強要は憲法違反！

天海訴訟 知ろう・学ぼう・応援しよう

～高裁での逆転判決のために～

天海訴訟逆転勝利に向けた「学習決起集会」

・日時 2022年1月19日（水）13:30～16:00

・場所 参議院議員会館B104

★集会プログラム

1. 開会挨拶 天海訴訟を支援かる会 代表 八田英之氏
2. 国会議員挨拶
3. 天海訴訟の現状報告 ・天海訴訟弁護団 向後 剛 弁護士
4. 講演
 - ①「天海訴訟の今日的課題」
講師 日本障害者協議会代表 きょうされん専務理事 藤井 克徳 氏
 - ②「天海訴訟、東京高裁で勝つために― 千葉地裁の判決の問題点」
講師 自立支援法訴訟弁護団 坂本 千花 弁護士
 - ③ 政策動向を踏まえ浅田訴訟と天海訴訟を振り返る
講師 日本障害者センター理事 山崎 光弘 氏
5. ・意見交換
・国会議員メッセージ
・今後の行動提起 2月15日の第2回口頭弁論の案内 署名のお願い
6. 原告決意表明 天海原告
7. 閉会挨拶

主催：天海訴訟を支援する会

後援：NPO 法人日本障害者協議会、障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会、
全国障害者問題研究会、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会、きょうされん、
障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会、障害者の生活と権利を守る千葉県連絡協議会、
一般社団法人全日本視覚障害者協議会、全日本民主医療機関連合会

天海訴訟を支援する会

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222

幕張グリーンハイツ 109 障千連内

TEL-FAX:043-308-6621 <http://amagai65.iinaa.net/>

天海訴訟の現状報告

2022. 1. 19 向後

1 前回期日 (R3. 10. 13)

双方が準備書面陳述

裁判所が、千葉市に対し、「境界層措置」について質問

→ 未だ回答なし

2 次回期日 (R4. 2. 15) に向けての準備

(1) 12月28日付けで行なったこと

藤岡先生の意見書(甲36)を提出

藤岡先生についての証人申請 → 法廷で採否決定される見込み。

第2回期日における当事者意見陳述(坂本先生: 30分程度)の申入れ

→ 1月末に裁判所に可否を確認する。

(2) 今後の準備

ア 河野先生の意見書 すでに完成稿をいただき次回までに提出予定

イ 準備書面と追加書証(坂本先生が作成中)

ウ 加藤ケアマネの陳述書(すでに完成)と証人申請

エ 千葉市から質問回答が出たら、それに反論

- 主催：天海訴訟を支援する会/天海訴訟“知ろう・学ぼう・応援しよう”学習決起集会
日時：2022年1月19日 13:30～16:00
開催形態：参議院議員会館&オンライン

天海訴訟の今日的課題

— 本質問題は何か、障害者権利条約と基本合意文書を高々と —

NPO 法人日本障害者協議会代表/きょうされん専務理事 藤井 克徳

はじめに

- ・自己紹介
- ・講演のポイント

I 2022年の障害分野と天海訴訟

1. 全体的な特徴
2. 障害者に係わる裁判が目白押し
 - 1) 主要な訴訟【資料1参照】
 - 2) 訴訟運動全体と天海訴訟

II 障害のある人の「年齢差別」の今昔

1. 克服の歴史
 - 1) 「6歳の春を泣かせるな」（教育権保障運動の合言葉）
 - 2) 「18歳の春に希望を」（共同作業所づくり運動のスローガンの一つ）
2. 顕在化の新たな「年齢差別」
 - 1) 「65歳の誕生日を悲しませるな」
 - 2) 「年齢差別」の完全撤廃に向けて

III 障害者政策に一貫して流れているもの

1. 根深い優生政策（優生思想）
 - 1) 優生保護法の二つの大罪
 - 2) 優生保護法は終わったが優生保護法問題は終わっていない
2. 新自由主義政策がもたらすもの
 - 1) 生産性がすべて
 - 2) 自己責任論

3. 「一貫して流れているもの」と天海訴訟

- 1) 脆弱な「個の尊厳」
- 2) 「官製の障害者いじめ」（行政も司法も）
- 3) 問われる政策審議体制

IV 逆流をゆるさない指南役

1. 三つの規範

- 1) 日本国憲法
- 2) 障害者権利条約
- 3) 基本合意文書【資料2参照】

2. 障害者権利条約と天海訴訟

3. 基本合意文書と天海訴訟

V 私たちにできること

1. しる

2. わかる

3. つたえる

4. うごく

VI むすび

◆添付資料

資料1 障害関連の主要裁判一覧

資料2 障害者自立支援法訴訟・基本合意文書

◆読んでほしい書籍

『えほん障害者権利条約』（汐文社 2015年）

『国から子どもをつくってはいけないと言われた人たち』（優生保護法裁判兵庫弁護団 2021年）

JDブックレット5『障害のある人の分岐点』（やどかり出版 2021年）

特集「優生保護法・神戸地裁判決－国家による人権侵害と司法の役割－」（賃金と社会保障No.1795 2022年2月上旬号）

昨今の障害分野に関連した主要裁判の一覧

	内容	起訴日・提訴日	種類	裁判所	結果および経過 (論点)
安永健太事件	2007 年 9 月 25 日、佐賀市の路上で中等度の知的障害を伴う自閉症スペクトラム障害のある安永健太さん (当時 25 歳) が、複数の警察官に取り押さえられている最中に死亡。	刑事：2009 年 3 月 3 日 民事：2009 年 2 月 26 日	刑事 民事	佐賀地裁	刑事においては、付審判請求が通り警察官の暴行したどうか争点となったが、安永さん遺族側が敗訴 (2012 年 9 月 18 日最高裁決定)。民事では、福岡高裁で「知的障害者となる場合、警察官は、その特性を踏まえ適切に対応しなければならない」と判示したが、本件では保護の範囲と判断 (2016 年 7 月 1 日最高裁決定)。
介護保険優先 (65 歳) 問題	浅田達雄さんが 65 歳となった後、介護保険の申請をせずに障害福祉サービスの継続を求めたところ、岡山市が 65 歳を期にサービスを打ち切り。天海正克さんが 65 歳になったのを機に、千葉市が障害者総合支援法 7 条を根拠に介護保険への移行を求めた。	浅田訴訟：2013 年 9 月 19 日 天海訴訟：2015 年 11 月 27 日	民事	浅田訴訟：岡山地裁 天海訴訟：千葉地裁	浅田さんの訴えが認められ、岡山市の処分取り消し、不足分の介護給付費支給決定の義務付け、損害賠償が確定。高裁では、65 歳以上の障害者でも、個別の事案により障害者福祉制度の利用を選択できる場合があるとされた (2018 年 12 月 13 日広島高裁岡山支部判決)。天海さんの訴えは、社会保険が公的負担に優先するとして棄却、現在東京高裁にて係争中。
ハンセン病 家族被害問題	「らい予防法」に基づくハンセン病隔離政策により、ハンセン病病歴者の家族らも、憲法 13 条が保障する社会で平穏に生活する権利等が侵害されたとして提訴。	2016 年 2 月 15 日	民事	熊本地裁	2019 年 6 月 28 日熊本地裁は、ハンセン病病歴者の家族らの訴えをほぼ全面的に認め、隔離政策や人権啓発に関わる大臣の過失、国会議員の予防法の改廃等に係る立法不作為に過失があるとした。被告である国が控訴を断念し判決が確定、その後補償制度が制定。
相模原市津久井やまゆり園事件	2016 年 7 月 26 日未明、相模原市にある神奈川県立障害者施設「津久井やまゆり園」に男が侵入し、刃物で入所者 19 人を殺害、入所者と職員 26 人に重軽傷を負わせた。	2017 年 2 月 24 日	刑事	横浜地裁	2020 年 3 月 16 日横浜地裁は、男の刑事責任能力を認め、死刑判決。「意思疎通のできない重度の障害者は不幸かつ社会に不要な存在である」という犯行動機が生じた真相について裁判中も取り上げられず、不明のまま本人が控訴を取り下げ、2020 年 3 月 31 日に判決が確定。
優生保護法問題	優生保護法に基づく強制不妊手術により子どもをもてなくなったことに対し、全国各地で障害のある被害者とその配偶者や家族が、憲法違反として訴えを起こした。	2018 年 1 月 30 日 (仙台地裁)	民事	札幌、仙台、東京、静岡、大阪、神戸、福岡、熊本、各地裁	地裁判決の多くは、優生保護法は憲法に違反し、長年に渡って法改正しなかった立法不作為を認めているが、一方で、損害賠償を訴えることができる除斥期間 (20 年) が過ぎているため、請求権は認めないとした。地裁や高裁での控訴審が継続中。
JR 無人駅問題	JR 九州の駅の無人化計画に対し、「障害者の駅利用が制限されるのでは」と関連条例に基づき大分県に相談したが不調に終わり、大分市在住の車いす使用者の障害者 3 人が JR 九州に対し損害賠償請求。	2020 年 9 月 23 日	民事	大分地裁	JR 九州は赤字解消策の一環として駅の無人化を進めている。その一環として駅の無人化が進められ、これにより障害者等の移動の自由を侵害することが許されるのが争点。現在地裁で係争中。
精神科病院長期入院 (社会的入院) 問題	初期を除いて精神症状がみられなかったにも関わらず、精神科病院に約 40 年間入院を続けた男性が、国の精神障害者隔離収容政策により、地域で暮らす自由を奪われたとして損害賠償請求。	2020 年 9 月 30 日	民事	東京地裁	先進国で突出して多い日本の精神科病院での長期入院者 (社会的入院問題) について、初めて国の責任を問う訴訟となった。現在地裁で係争中。
ALS 嘱託殺人事件	2019 年 11 月 30 日、筋萎縮性側索硬化症 (ALS) の女性患者が、2 人の医師に薬物による殺害を依頼し、医師が実行した。	2020 年 8 月 13 日	刑事	京都地裁	「安楽死」を望む女性患者の嘱託 (依頼) に対する医師の職責や倫理観と同時に安楽死、尊厳死の是非も問われる。公判日程は未定。

※起訴日・提訴日順

障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と 国（厚生労働省）との基本合意文書

平成22年1月7日

障害者自立支援法違憲訴訟の原告ら71名は、国（厚生労働省）による話し合い解決の呼びかけに応じ、これまで協議を重ねてきたが、今般、本訴訟を提起した目的・意義に照らし、国（厚生労働省）がその趣旨を理解し、今後の障害福祉施策を、障害のある当事者が社会の対等な一員として安心して暮らすことのできるものとするために最善を尽くすことを約束したため、次のとおり、国（厚生労働省）と本基本合意に至ったものである。

一 障害者自立支援法廃止の確約と新法の制定

国（厚生労働省）は、速やかに応益負担（定率負担）制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに、障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施する。そこにおいては、障害福祉施策の充実、憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援するものであることを基本とする。

二 障害者自立支援法制定の総括と反省

- 1 国（厚生労働省）は、憲法第13条、第14条、第25条、ノーマライゼーションの理念等に基づき、違憲訴訟を提訴した原告らの思いに共感し、これを真摯に受け止める。
- 2 国（厚生労働省）は、障害者自立支援法を、立法過程において十分な実態調査の実施や、障害者の意見を十分に踏まえることなく、拙速に制度を施行するとともに、応益負担（定率負担）の導入等を行ったことにより、障害者、家族、関係者に対する多大な混乱と生活への悪影響を招き、障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたことに対し、原告らをはじめとする障害者及びその家族に心から反省の意を表明するとともに、この反省を踏まえ、今後の施策の立案・実施に当たる。
- 3 今後の新たな障害者制度全般の改革のため、障害者を中心とした「障がい者制度改革推進本部」を速やかに設置し、そこにおいて新たな総合的福祉制度を策定することとしたことを、原告らは評価するとともに、新たな総合的福祉制度を制定するに当たって、国（厚生労働省）は、今後推進本部において、上記の反省に立ち、原告団・弁護団提出の本日付要望書を考慮の上、障害者の参画の下に十分な議論を行う。

三 新法制定に当たっての論点

原告団・弁護団からは、利用者負担のあり方等に関して、以下の指摘がされた。

- ① 支援費制度の時点及び現在の障害者自立支援法の軽減措置が講じられた時点の負担額を上回らないこと。
- ② 少なくとも市町村民税非課税世帯には利用者負担をさせないこと。
- ③ 収入認定は、配偶者を含む家族の収入を除外し、障害児者本人だけで認定すること。
- ④ 介護保険優先原則（障害者自立支援法第7条）を廃止し、障害の特性を配慮した選択制等の導入をはかること。

- ⑤ 実費負担については、厚生労働省実施の「障害者自立支援法の施行前後における利用者の負担等に係る実態調査結果について」（平成 21 年 11 月 26 日公表）の結果を踏まえ、早急に見直すこと。
- ⑥ どんなに重い障害を持っても障害者が安心して暮らせる支給量を保障し、個々の支援の必要性に即した決定がなされるように、支給決定の過程に障害者が参画する協議の場を設置するなど、その意向が十分に反映される制度とすること。
そのために国庫負担基準制度、障害程度区分制度の廃止を含めた抜本的な検討を行うこと。

国（厚生労働省）は、「障がい者制度改革推進本部」の下に設置された「障がい者制度改革推進会議」や「部会」における新たな福祉制度の構築に当たっては、現行の介護保険制度との統合を前提とはせず、上記に示した本訴訟における原告らから指摘された障害者自立支援法の問題点を踏まえ、次の事項について、障害者の現在の生活実態やニーズなどに十分配慮した上で、権利条約の批准に向けた障害者の権利に関する議論や、「障害者自立支援法の施行前後における利用者の負担等に係る実態調査結果について」（平成 21 年 11 月 26 日公表）の結果も考慮し、しっかり検討を行い、対応していく。

- ① 利用者負担のあり方
- ② 支給決定のあり方
- ③ 報酬支払い方式
- ④ 制度の谷間のない「障害」の範囲
- ⑤ 権利条約批准の実現のための国内法整備と同権利条約批准
- ⑥ 障害関係予算の国際水準に見合う額への増額

四 利用者負担における当面の措置

国（厚生労働省）は、障害者自立支援法廃止までの間、応益負担（定率負担）制度の速やかな廃止のため、平成 22 年 4 月から、低所得（市町村民税非課税）の障害者及び障害児の保護者につき、障害者自立支援法及び児童福祉法による障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする措置を講じる。

なお、自立支援医療に係る利用者負担の措置については、当面の重要な課題とする。

五 履行確保のための検証

以上の基本合意につき、今後の適正な履行状況等の確認のため、原告団・弁護団と国（厚生労働省）との定期協議を実施する。

天海訴訟

東京高裁で勝つために
～千葉地裁の問題点～

弁護士 坂本千花

天海さんの主張

「生きる権利を奪わないで！！」

65歳問題

65歳を機に、障害者自立支援法に基づく無償の居宅介護サービスから介護保険の訪問介護サービスの利用を強制された。

介護保険の利用を強制されたのは不当だとして、介護保険の申請に応じなかったところ、障害者総合支援法に基づく居宅介護サービスの申請を全て打ち切られた。

浅田訴訟の意義

65歳を機に、障害者総合支援法に基づく無償の居宅介護サービスを打ち切られ、介護保険の訪問介護サービスの利用せざるを得なくなったため、自己負担が生じたのは不当だとして、岡山市を相手に決定の取消を求めた。



岡山地裁は、浅田さんの主張をほぼ認めて、決定の取消と107万5,000円の慰謝料の支払いを命じた。

浅田訴訟の重要箇所

自立支援法7条の解釈・適用については、自立支援法と保険法とは、その目的及び対象者を異にしており、また、給付の内容及び財源等も異にしているものであること…も踏まえて検討すべきところ、自立支援法の目的…が、介護保険サービスを一律に優先させ、これによる必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することが困難であるから…一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととしていること…、…本件申請当時、自立支援法における非課税世帯の自己負担はなかったことなどからすれば…

浅田訴訟の重要箇所

…自立支援給付を受けていた者が、介護保険給付に係る申請を行わないまま、65歳到達後も継続して自立支援給付に係る申請をした場合において、当該利用者の生活状況や介護保険給付に係る申請を行わないままに自立支援給付に係る申請をするに至った経緯等を考慮し、他の利用者との公平の観点を加味してもなお自立支援給付を行わないことが不相当であると言える場合には、自立支援法7条の「介護保険法の規定による介護給付であって…自立支援給付に相当するものを受けることができる時」には当たらないと言うべきである。

浅田訴訟の重要箇所

「原告は……15,000円の自己負担を負うことが経済上厳しい状況であったと考えられるのであり、原告が自立支援給付の継続を希望し、本件処分に至るまでに介護保険給付に係る申請を行わなかったことには理由があると言うべきである」

浅田訴訟の重要箇所

このような状況において、被告(岡山市)としては、本件申請に対する自立支援給付決定をした上で、引き続き、原告の納得が得られるよう、介護保険給付の係る申請の勧奨及び具体的な説明を行うべきであった。

それにも関わらず、自立支援給付を一切行わない旨の本件処分を行ったことは、自立支援法7条の解釈・適用を誤ったものであり、本件処分は違法と言うべきである。

浅田訴訟の意義

- ① 65歳問題の根拠となる、障害者総合(自立)支援法7条の解釈指針を示した
- ② 自立支援法と介護保険法の違いを強調
- ③ 自立支援法違憲訴訟と国との基本合意の経緯と意義を尊重
- ④ 65歳で非課税世帯の障害者が自己負担を強いられる不合理を指摘
- ⑤ 自立支援給付の全面打ち切りという非道に対して、自立支援法の趣旨から違法性を認定した。

千葉地裁での天海さんの主張

①介護保険の利用を強制されることで自己負担が生じることとは不合理である。

15,000円の自己負担を強いられることは死活問題である。

②介護保険の訪問介護は、総合支援法の居宅介護と全く同じサービスではないため、従来のサービスが受けられない可能性がある。

③居宅介護を打ち切られたら、生活が立ち行かなくなる。

千葉地裁の問題点

- ①障害者総合支援法7条の解釈指針について、強引に他の要件を追加して適法要件を創設した。
- ②総合支援法と介護保険法の違いについて考慮していない
- ③自立支援法違憲訴訟と国との基本合意の経緯も無視
- ④65歳で非課税世帯の障害者が自己負担を強いられる不合理について一切検討していない
- ⑤自立支援給付の全面打ち切りという処分について、介護保険の申請に協力しない天海さんの責任にしている

改めて東京高裁で主張すること

本件介護給付費支給申請の却下処分の違法性

- ・障害者総合支援法における要考慮事項を尽くしていない**
- ・被控訴人の窓口における対応に不備があった**
- ・本件全部却下処分は、比例原則に違反する**

原判決の違法性

障害者総合支援法における要考慮事項

行政権の裁量は、障害者総合支援法の趣旨・目的に沿ってなされなければならない。

まず一義的には、申請者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるかという観点から個別の事情を勘案して裁量判断すべきである。

個別事情を勘案した上で、全部却下しなくても、柔軟な支給決定の方法があり得るのであれば、裁量権行使に当たっては、その方法も検討すべきである。

障害者総合支援法における要考慮事項

天海さんが、介護保険に移行した場合に自己負担が生ずることを懸念していたのであるから、
15,000円の自己負担を余儀なくされた場合に、
天海さんの生活がどのようなになるのか丁寧に聞き取った上で勘案すべきであった。

行政行為の比例原則とは

①必要性の原則

⇒目的達成のために必要な場合でなければならない

②過剰規制の禁止

⇒必要性が認められても目的と手段が相応してなければならない

という考え方

比例原則違反

支給決定は、障害者総合支援法規則12条に定められた勘案事項を調査の上、行政の裁量に委ねられている。



正確な数値が算定できない以上はゼロにしなければならないというものではない。

比例原則違反

支給決定は、「1か月」を単位として支給量を定めることされているため、支給決定の期間を短くして最短1か月の支給決定を行い、引き続き介護保険の申請勧奨をするという方法もある。

介護保険の要介護認定を受けない限り、不足分について正確な算定は困難であるにせよ、おおよその時間数は概算できるはず。

⇒行政の裁量で最低限の支給量を決定するという余地もあった。

⇒全部却下は非道 ⇒比例原則違反

原判決の違法性

「要介護認定の申請をしないことに正当な理由がない限り、介護保険法の規定による要介護認定の申請をすることは本件申請の適法要件となる」として明文にない協力義務を拡大



「市町村は、当該介護給付費の支給申請を不適法なものとして却下することができる」と明文に定めのない申請却下の権限を拡大して、本件処分を適法であると判断している。

原判決の違法性

明文にない協力義務を解釈によって拡大した上、その協力義務に違反したとして申請却下の権限を拡大することは、「基本的人権を有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を総合的に行い、人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する」障害者総合支援法1条の目的に背馳する。

真の平等とは～障害者権利条約5条～

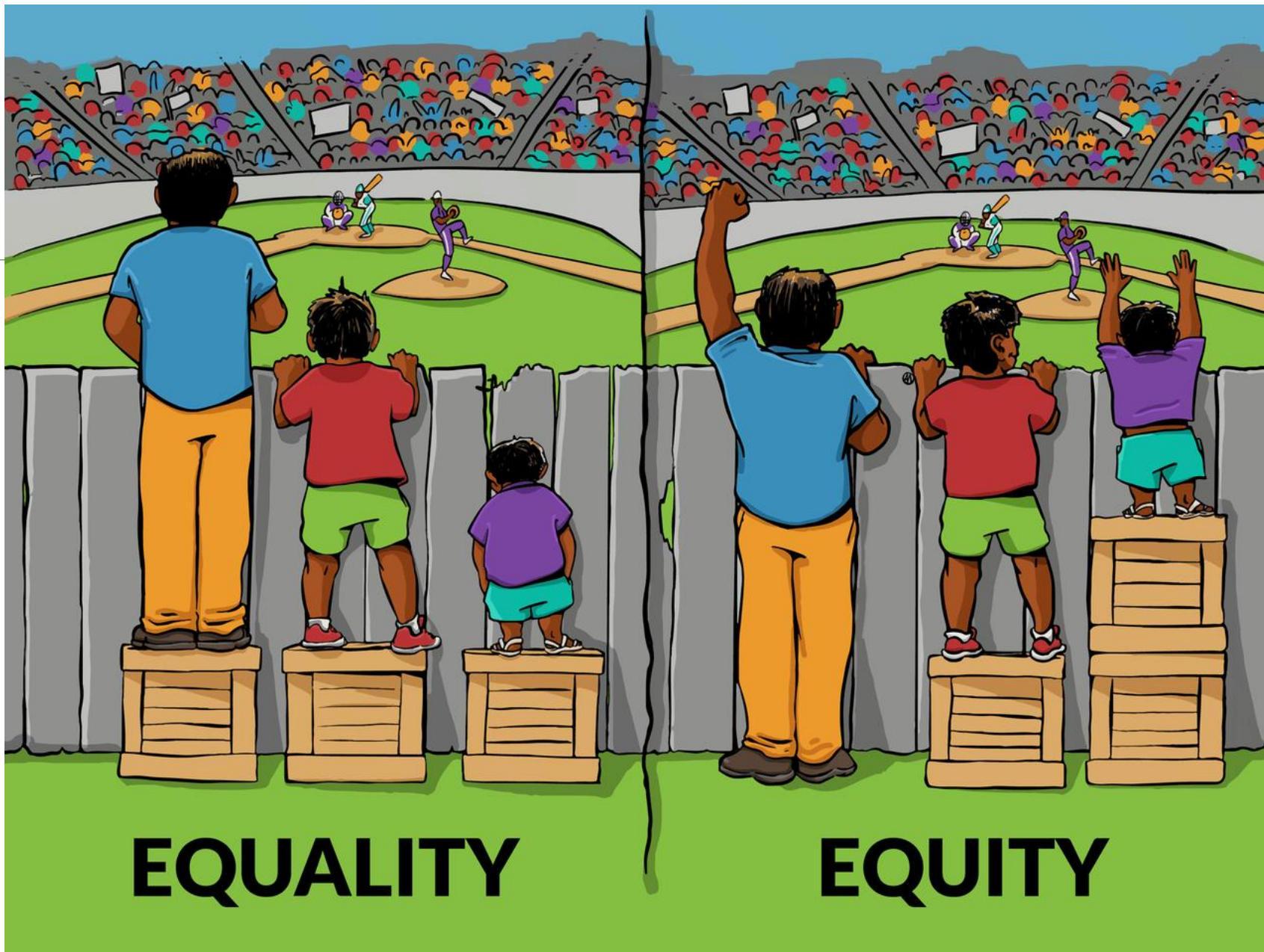
障害者権利条約5条 「平等及び無差別」

1 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。

2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。

3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適切な措置をとる。

4 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。



真の平等とは～障害者権利条約5条～

「平等・公平」とは、「全ての者が恨みっこなしに負担を負うべき」という意味ではない。

**社会的弱者は、弱者であるが故に支援を受ける必要があるの
であって、弱者は弱者として支えられることで、ようやく強者と
イーブンになるのである。弱者にのみ支援を提供することは、
強者との比較で不平等になるのではない。**